

# 後期高齢者（長寿）医療制度について

平成20年4月から、75歳以上の方を対象とする医療保険制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。75歳以上の方は、原則として「後期高齢者医療制度」の加入者（被保険者）となります。

## 対象者

対象者は①②の方で、国民健康保険などこれまで加入していた保険から脱退し、佐賀県後期高齢者医療広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」の医療保険に加入することになります。

1 75歳以上の方

2 65〜74歳で一定の障害の状態にある方（申請必要）



## 保険料

これまでの国民健康保険などの保険料（税）はかかりませんが、前年の所得などに応じて後期高齢者医療制度の保険料がかかります。また、これまで被用者保険の被扶養者として保険料を払っていなかった方も保険料（注1）がかかります。

保険料

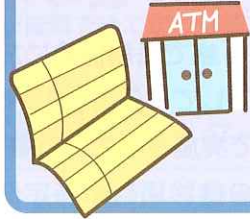
被保険者均等割

所得割



※佐賀県では、均等割（応益割）47,400円／年、所得割（応能割）率8.8%となっています。具体的な保険料は所得や家族構成により変わります。  
※なお、低所得者の方などのための軽減制度（7割、5割、2割）があります。  
（注1）被用者保険の被扶養者については平成20年度に限り、9月までは免除、10月から平成21年3月までは均等割額の1割、平成21年度は5割がかかります。

## 保険料の納付



年18万円以上の年金を受給されていて、介護保険の保険料と合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない方は、年金からの天引きとなります。それ以外の方は、お住まいの市町から送られる納付書等により、金融機関の窓口でお支払ください。

## 医療機関窓口での負担

医療機関の窓口で支払う費用は平成21年3月までは1割（現役並所得者は3割）で、これまでと変わりません。高額療養費の自己負担限度額など、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

なお、後期高齢者医療制度の対象者に、新しい保険証が交付されていますので、医療機関を受診する際には、新しい保険証を提示してください。

